

「共謀罪」強行採決に断固反対する抗議声明

過去、三度国会において廃案となってきた犯罪計画を話し合うだけで処罰対象とする「共謀罪」の趣旨をもちこんだ組織犯罪処罰法改正法案が5月に衆議院を通過し、本日、参議院で強行採決された。十分な審議がなされず、自民党、公明党、日本維新の会が、数の論理で国民の声を聞くことなく強行採決したことは、断じて許すことはできない。

政府案は、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」が「当該行為」を「二人以上で計画」し、それを「実行するための準備行為が行われた」時は「刑に処する」事になっている。政府説明は、「一般の人が処罰の対象になることはない」、「組織的犯罪集団と関わりのない方が『テロ等準備罪』の処罰の対象となることはない」と強調している。しかしながら、「組織的犯罪集団」「テロリズム集団」の定義はあいまいで、捜査機関の恣意的な判断に委ねられる恐れが懸念されている。普通の会社や市民団体・労働組合でも、犯罪を共謀したと捜査当局に判断されれば、組織的犯罪集団と認定され、「共謀罪」の対象になる。多くのえん罪を生み出す可能性のある極めて危険な法律だ。また、犯罪は計画で成立するが、処罰のためには合意成立後の準備行為が必要とされている。しかし、どの程度の具体的な行為を準備行為とするか、はっきり限定されておらず、何が処罰の対象かは、曖昧だ。共謀の合意さえあれば、関係場所に行った、預金をおろすという市民が日常的に行っている行為が、犯罪とみなされる恐れが国会審議においても度々指摘されてきた。この法律は憲法の保障する思想・信条、表現、集会・結社の自由など基本的人権を犯す危険性があり、断じて今回の強行採決を容認することはできない。

安倍首相は5月3日、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と明言した。そして、改正する項目として9条を挙げ、「1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込むという考え方は国民的な議論に値する」と発言し、自民党内でも議論されたことがない具体的な項目と期限を明示した。秘密保護法、戦争法に引き続いて、組織犯罪処罰法改正法を成立させ、市民を監視し、管理社会をめざし戦争ができる国づくりに突き進んでいる。

憲法改悪をもくろんでいる安倍政権を退陣させ、戦争法や組織犯罪処罰法改正法を改正・廃案していく取り組みを強化しなければならない。

部落解放運動は、「戦争は、最大の差別であり人権侵害である」というスローガンのもと、戦前の歴史的教訓をふまえ、戦争反対の広範な闘いをすすめてきた。「組織犯罪処罰法改正案」は強行採決・成立したが、闘いはこれからだ。次世代への責任と希望は、この闘いのなかにある。

安倍政権の暴挙を許さず、人権と平和の確立、民主主義の実現に向けて全力で闘い抜こう。

2017年6月15日

部落解放同盟大阪府連合会
執行委員長 赤井隆史